

下記の事項を十分にお読みください。

契約締結前交付書面

本書面は、お客さまと当社が締結する電力供給契約（以下「供給契約」といいます。）について電気事業法第2条の13第2項により、契約の内容を事前に説明する書類です。

小売電気事業者 （契約当事者）	Japan 電力株式会社 代表取締役 中田 裕介 小売電気事業者登録番号 A0179 〒171-0021 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号 お問い合わせ窓口 電話 050-2030-4643 受付時間 10:00～18:00（定休日：年末年始） ※停電・緊急時は一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします。		
供給電圧	100V/200V	計量方法	一般送配電業者設置の電力量計により計量
周波数	東日本 50Hz / 西日本 60Hz （静岡県富士川と新潟県の糸魚川あたりを境に、東側を東日本、西側を西日本としています。）		
契約期間	契約期間は、供給契約が成立した日から、廃止又は解約により供給契約が消滅する日までといたします。		

1. お申込方法
当社電気供給約款（以下「電気供給約款」といいます。）および本書面の内容を承認のうえ、当社または販売の媒介または代理の事業を行う事業者所定の様式によってお申込いただきます。
2. 電気供給開始予定日
契約締結完了のお知らせメールに記載された使用開始日より開始いたします。 ※ただし、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「電力会社」といいます。）との手続き等により使用開始日が変更になる可能性がございます。
3. 小売供給に係る料金
料金は1つの需要場所ごとに異なるため、別紙料金表をご確認ください。 なお、料金は、最低月額料金または基本料金と電力量料金 ¹ の他、再生可能エネルギー発電促進賦課金（電気供給約款別表1参照）、燃料費等調整額（電気供給約款別表6参照）及び容量拠出金反映額（電気供給約款別表7参照）の合計とします。 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、法令による1kWhあたりの告示金額のとおりです。燃料費等調整額及び容量拠出金反映額の概要については、本書末尾に記載のとおりとします。 <u>燃料や電力の取引価格の変動により、電気料金の額は変動いたします。当該変動の額に上限はありません。</u>

4. 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用負担

電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用は原則無料です。ただし、場合によっては計器取替えに伴う工事等について個別の費用負担が生じる可能性があります。その際は、当社又は電力会社のいずれかより事前にお客さまへ連絡させていただきます。

5. その他の負担

- A. お客さまが次のいずれかに該当し、当社が電力会社の託送供給等約款に基づき電力会社から違約金の支払いを求められた場合、当社はお客さまから違約金相当額をお支払いいただきます。
- イ. 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合。
- ロ. 電気工作物の改変等によって不正に電力会社の電線路を使用し、又は電気を使用した場合。
- ハ. 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合。
- ニ. 低圧電力の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯又は小型機器を使用した場合。
- B. お客さまが支払期日を経過してもなお料金を支払わない場合には、当社は支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて、未払いの債務の合計金額（消費税等相当額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の金額は除きます。）に年14.5パーセントの割合を乗じて算定した金額の遅延損害金を申し受けます。
- C. お客さまが故意又は過失によって電力会社の設備を損傷・亡失し、当社が託送供給等約款に基づき電力会社から賠償金の支払いを求められた場合、当社はお客さまから賠償金相当額をお支払いいただきます。
- D. お客さまが契約電流、契約容量を超えて電気を使用された場合には、電力会社及び当社の責めとなる理由を除き、当社は当該超過分につき電気供給約款により計算される基本料金の1.5倍に相当する金額を契約超過金としてお客さまから申し受けます。

6. 不利益事項

従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。契約内容が不明の場合は従前の小売電気事業者にご確認ください。

A. 過去電力使用量の照会不可。

B. 契約期間中の解約に伴う違約金の発生。

C. 発行ポイントの失効。

D. 継続利用割引に適用される継続利用期間の断絶。

7. 契約電力又は契約電流容量の定め

従量電灯B（北海道・東北・東京・中部・北陸・九州エリア）：契約電流は、原則20アンペア以上60アンペア以下

従量電灯C（北海道・東北・東京・中部・北陸・九州エリア）：契約容量は、原則6キロボルトアンペア以上50キロボルトアンペア未満

従量電灯A（関西・中国・四国エリア）：契約容量は、原則6キロボルトアンペア未満

従量電灯B（関西・中国・四国エリア）：契約容量は、原則6キロボルトアンペア以上50キロボルトアンペア未満

低圧電力：契約電力は、原則50キロワット未満

契約電流はお客さまのお申し出によって定めます。この場合、原則として、契約電流に応じて一般送配電事業者の電流制限器その他の適当な装置または電流を制限する計量器を取り付けます。

契約容量または契約電力は、別に定める場合を除き、原則として、あらかじめお客さまにご用意いただく契約主開閉器の定格電流をもとに算定いたします。	C. 電力会社が需要場所に電気の供給に必要な設備を施設する場合、お客さまには当該設備の施設場所を電力会社は無償で提供していただきます。 D. 電力会社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合、電力会社は、その電気工作物は無償で使用する事ができるものとします。 E. お客さまは電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合、電力会社及び当社に速やかにその旨を通知していただきます。また、お客さまが電力会社の供給設備に直接影響をおよぼすような物件の設置、変更又は修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を電力会社及び当社に通知していただきます。 F. お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについて、電力会社が調査する場合、当該調査にご協力いただきます。 G. お客さまは、一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項を遵守するものとし、これを承諾するものとします。
8. 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法 A. 計測は、電力会社が行います。 B. 料金は、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。 C. 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給開始時における料金の算定期間は供給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、供給契約の消滅時における料金の算定期間は、直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。	
9. 小売供給に係る料金その他のお客さまの負担となるものの支払方法等 A. 電気の計量日または検針日以降に、口座振替、クレジットカード払いまたはコンビニ支払いでお支払いいただくものとし、別途当社所定の様式によりお客さまが選択するお支払方法といたします。お客さまが選択したお支払方法は、マイページのご登録情報でご確認いただけます。 B. 電気料金の請求は、原則として当社 ウェブサイトのお客さま専用ページ（マイページ）へ掲載する方法により行います。当社はマイページ上に請求額にかかわる電子データを登録したことをもって、お客さまへの請求を行ったものとします。 C. お客さまの料金は、当社が定める支払期日までに支払っていただきます。ただし、コンビニ支払いの場合、支払期日は別途当社が定めない限りコンビニ払込用紙の発行日から14日以内とします。 D. 支払日は、支払方法が口座振替の場合電気供給約款で定める口座振替支払いがされる日、クレジットカード払いの場合電気供給約款で定めるクレジット支払いがされる日とし、原則として電気料金の請求日にお知らせします。 E. コンビニ支払いについて、コンビニ払込用紙の発行手数料として、コンビニ払込用紙1通あたり550円（税込）を支払っていただきます。また、当社は、当社が別に定めない限り、お客さまの料金を当社が指定する後払い決済提供事業者に債権譲渡します。お客さまは当該債権譲渡について、相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効、取消、解除の抗弁、消滅時効に係る抗弁、弁済等による債権の消滅その他一切の抗弁を放棄し、異議なく承諾するものとします。 F. 当社は、当社が供給契約に基づきお客さまに対して有する債権の全部または一部を、当社が別途定める者に対して、当社の裁量により譲渡することができるものとし、お客さまはあらかじめこの譲渡（債権の譲受人が更にその他の第三者に譲渡する場合があります、当該譲渡が数次にわたる場合はそのすべてを含みます。）に同意するものとします。また、この場合、当社と債権の譲受人（債権の譲渡が数次にわたる場合はそのすべての譲受人を含みます。）は、各種料金の請求収納及び債権保全の目的並びにその他各々がお客さまに対してプライバシーポリシー等において明らかにする目的により、料金の支払状況等その他の供給契約の締結及び履行に関連して当社が知り得たすべてのお客さまの情報について、相手方への提供または共同利用をすることができるものし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。	11. お客さまからの申出による供給契約の変更又は解除の方法、期間制限、違約金その他の負担 A. 供給契約の変更、解除又は解約をご希望の場合は、本書面上部に記載のお問い合わせ窓口までお電話にてご連絡をいただくか、当社ウェブサイト上のお問い合わせフォームからご申請ください。なお、供給契約の解除又は解約については、希望される日の1か月前までにご連絡・ご申請ください。 B. お客さまが、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、もしくは増加した後1年以内に電気の使用を終了しようとし、又は契約容量もしくは契約電力を減少しようとした場合において、当社が託送供給等約款に基づき電力会社から料金および工事費等の支払いを求められたときは、当社はお客さまから、当該料金および工事費等に相当する金額をお支払いいただきます。 C. 供給契約の解除日が、検針日以外の日であった場合は、当該月の基本料金は、直近の検針日から解除日までの日数で日割りした金額を、お支払いいただきます。
10. 託送供給等約款に定められたお客さまの責任について A. お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害したり、電力会社の設備に支障を及ぼしたりする場合には、お客さまの負担で必要な措置を講じていただきます。 B. 当社及び電力会社は、必要と認められる業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。	12. 当社からの申出による供給契約の変更又は解除 A. 当社は、託送供給等約款の変更、関係法令等の改正、社会・経済情勢の変動等により当社が必要と判断した場合には、電気供給約款及び電気料金メニューを変更する場合があります。その場合には、あらかじめその効力発生時期を定め、変更する旨及び変更後の内容を当社のホームページに一定期間掲載することでお知らせいたします。 B. 支払期日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合や、お客さまが当社の電気供給約款に違反した場合には、当社から供給契約を解約することがあります。 13. 供給の停止、中止 A. お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合や、お客さまが当社の電気供給約款に違反した場合には、電力会社により電気の供給の停止が行われることがあります。 B. 非常変災、設備の故障、修繕その他電気の供給上又は保安上必要がある場合、電力会社が電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限することがあります。 14. 損害賠償の免責 A. 当社が小売電気事業者として電気を提供する場合であっても、電気の送配電はすべて、供給設備を維持及び運用する電力会社が自らの託送供給等約款に基づき行います。そのため、電気の供給の中止、使用の制限、供給の停止、供給契約の解除、漏電その他の事故があっても、それ

が当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。 B. 電力会社が維持及び運用している電気工作物、電気機器その他の設備について、当社はお客さまに対して何らの責任を負いません。 C. 電力会社の責めとなる理由があることをもって、当社の責めとなる理由があることにはならないものとします。
15. 電子交付について 当社は、電気事業法その他の関係法令等に基づく書面交付については、法令上認められる範囲において、原則として、お客さまが登録した連絡先に対し電子メール（SMS サービスを含みます。）を送付する方法または当社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法（なお、いずれの場合も PDF ファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。）等その他の情報通信の技術を利用する方法にて行うものとします。
16. 暴力団排除 A. お客さまには、自己及び自己の役職員、家族、同居人等が暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと、暴力的な要求行為を行わないこと等について将来にわたって確約していただきます。 B. お客さまが当該確約に違反した場合、当社は供給契約の解除その他必要な措置を講ずることができるものとします。
17. 管轄裁判所 供給契約に起因又は関連して発生する一切の紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって専属管轄裁判所といたします。

■燃料費等調整額について

燃料費等調整額は、各契約種別における料金につき、【その 1 月の使用電力量(※1)×「燃料費等調整単価」】の算式によって算定する金額とし、「平均市場価格」が「基準値 X」を下回る場合は電気料金から減算され、「平均市場価格」が「基準値 X」を上回る場合は電気料金に加算されます。

※1：従量電灯 A の場合で、かつその 1 月の使用電力量が供給区域ごとに定める最低料金適用電力量以下の場合、その 1 月の使用電力量を 15 キロワット時（ただし、四国電力送配電株式会社の供給区域の場合は 11 キロワット時）として算定します。

「平均市場価格」、「燃料費等調整単価」及び「基準値 X」の定義はそれぞれ以下のとおりとします。

平均市場価格：

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）が公表するスポット取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。）における各平均市場価格算定期間（電気供給約款 別表 6(1)ハにて定めます。）中のエリアプライス（適用するエリアプライスは JPEX が公表する値とし、電気供給約款別表 6(1)ホのとおりとします。）の平均値に 1.20（以下「調達単価係数」といいます。）を乗じた値とし、供給区域ごとに算定いたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額を含まず、平均市場価格の単位は、1 キロワット時当たり 1 銭とし、その端

数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、当社は、調達単価係数を変更する場合があります、この場合、当社は、電磁的方法により通知いたします。

燃料費調整単価：

供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの燃料費等調整単価は、供給区域ごとの 1 キロワット時当たりの平均市場価格および供給エリアごとに定める基準値 X によって以下のとおりといたします。

平均市場価格	燃料費等調整単価（税込）の算定式
基準値 X 未満の場合	（基準値 X－平均市場価格）×（1＋消費税率）
基準値 X 以上の場合	（平均市場価格－基準値 X）×（1＋消費税率）

N 月の計量日から N+1 月の計量日の前日までの期間に使用された電気には、N 月 1 日から末日までの期間に係る平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価を適用いたします。ただし、各月の計量日が当該月の 1 日に該当する場合、計量期間の末日が属する月の前月 1 日から末日までの期間に係る平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価を、当該計量期間に使用される電気に適用するものとします。

基準値 X：

基準値 X は、供給区域ごとに下表のとおりとします。なお、当社は、基準値 X を変更する場合があります、この場合、電磁的方法により通知いたします。

供給区域	基準値 X	供給区域	基準値 X
北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域	5.00 円	関西電力送配電株式会社の供給区域	5.00 円
東北電力ネットワーク株式会社の供給区域	5.00 円	中国電力ネットワーク株式会社の供給区域	5.00 円
東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	5.00 円	四国電力送配電株式会社の供給区域	5.00 円
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	5.00 円	九州電力送配電株式会社の供給区域	5.00 円
北陸電力送配電株式会社の供給区域	5.00 円		

※当社は、前述にかかわらず、当社の裁量により、電磁的方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の一部もしくは全部について料金に加算しないこと、または燃料費等調整額の一部もしくは全部について分割にて料金に加減算することができるものとします。

※燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さまの供給契約が終了する場合、供給契約が終了した日時点における料金に加減算していない燃料費等調整額の合計金額（以下「未履行調整額」といいます。）については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

※未履行調整額を減算する場合で、かつ未履行調整額が最終の料金の請求金額を超過した場合、当社は別途当社の定める時期までに、当社の定める方法にてお客さまに返金いたします。お客さまの責めに帰すべき事由により返金を行うことができない場合、電磁的方法にてお客さまに通知することで是正を求めますが、当社が当該通知を発した後 6 ヶ月以内にお客さまがこれを是正しない場合（お客さまの責めに帰すべき事由により、当該通知がお客さまに到達しなかった場合を含みます。）には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する未履行調整額の返還請求権は消滅するものとします。

※その他の詳細は、電気供給約款別表 6 に定める内容をご確認ください。

■容量拠出金反映額について

容量抛出金反映額とは、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量抛出金について、この容量抛出金に相当する額として当社が定める金額を、お客さまが使用する電気の料金においてお客さまに請求するものであり、以下に定める「容量抛出金反映基礎額」に対し、以下に定める「容量抛出金反映調整額」を加減算した金額の合計をいいます。

A. 容量抛出金反映基礎額

容量抛出金反映基礎額は、【契約電力(※1) (※2) × 容量抛出金反映基礎額単価(※3)】の算式によって算定する金額とします。

※1：料金の算定期間の途中で契約電力を変更した場合は、当該算定期間中に適用された日数がより多い契約電力の値を適用いたします。

※2：下表の契約種別のお客さまには、下表のみなし契約電力の値を適用します。
なお、当社は、毎月1日時点においてみなし契約電力の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、電磁的方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の計量日からN+1月の計量日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のみなし契約電力の値の適用を開始するものといたします。

契約種別	みなし契約電力
オール電化（深夜）プラン	3kW
上記契約種別の他、従量電灯B（関西・中国・四国エリアでは従量電灯A）に分類される契約種別	3kW
上記契約種別の他、従量電灯C（関西・中国・四国エリアでは従量電灯B）に分類される契約種別	7kW

※3：容量抛出金反映基礎額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、広域機関より開示される容量抛出金の見込金額をもとに、年度（毎年4月の計量日から翌年4月の計量日の前日までの期間）分として供給区域ごとに算出し設定します。なお、当社は、各年度において適用する容量抛出金反映基礎額単価を、電磁的方法にて事前に公表いたします。

N月の計量日からN+1月の計量日の前日までの期間に使用された電気の料金に含まれる容量抛出金反映基礎額は、N月1日からN月末日までの期間における容量抛出金を対象とします。

B. 容量抛出金反映調整額

容量抛出金反映調整額は、【契約電力(※1) (※2) ×容量抛出金反映調整額単価(※3)】の算式によって算定する金額とし、当社は、容量抛出金反映調整額の加減算により、「容量抛出乖離額」（容量抛出金反映額として当社がお客さまに請求した金額から、当社が広域機関より請求される容量抛出金の金額を引いた金額をいいます。）に係る調整を行うことができるものとします。なお、当該調整は、その調整の大元となる容量抛出金反映額の請求を受けたお客さまか否かにかかわらずません。

※1：料金の算定期間の途中で契約電力を変更した場合は、当該算定期間中に適用された日数がより多い契約電力の値を適用いたします。

※2：容量抛出金反映基礎額におけるみなし契約電力の定めを同様に適用します。

※3：容量抛出金反映調整額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、容量抛出乖離額をもとに、各月の計量日から翌月の計量日の前日までの算定期間分として供給区域ごとに算出し設定します。なお、当社は、各算定期間において適用する容量抛出金反映調整額単価を、電磁的方法にて、原則として事前に（広域機関からの通知時期や料金計算の事務手続き上の都合等その他の事情によりやむを得ない場合は、金額確定後速やかに）公表いたします。

容量抛出乖離額が0円未満の場合は、容量抛出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量抛出金反映基礎額に加算するものとし、容量抛出乖離額が0円以上の場合は、容量抛出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量抛出金反映基礎額から減算するものとします。

N月の計量日からN+1月の計量日の前日までの期間に使用された電気の料金に含まれる容量抛出金反映調整額は、以下の期間における容量抛出金に基づき算出する容量抛出乖離額を対象とします。

- ・N-4月1日からN-4月末日までの期間における容量抛出金
- ・N-8月1日からN-8月末日まででの期間における容量抛出金
- ・N-12月1日からN-12月末日までの期間における容量抛出金

ただし、広域機関が、当社に対して過去に請求した容量抛出金を変更・修正した場合には、上記にかかわらず、当該変更・修正により発生した容量抛出乖離額に係る調整を行うことができるものとします。この場合、当該調整は、原則として、当該変更・修正の通知を当社が受領した日が属する月の翌々月の計量日から翌々々月の計量日の前日までの期間を算定期間とする容量抛出金反映調整額にて行います。

※当社は、前述にかかわらず、当社の裁量により、電磁的方法により事前にお客さまに通知することで、容量抛出金反映額の一部もしくは全部について料金に加算しないこと、または容量抛出金反映額の一部もしくは全部について分割にて料金に加減算することができるものとします。
※容量抛出金反映額の加減算を分割にて行っているお客さまの供給契約が終了する場合、供給契約が終了した日時点における料金に加減算していない容量抛出金反映額の合計金額（以下「未履行反映額」といいます。）については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。
※未履行反映額を減算する場合で、かつ未履行反映額が最終の料金の請求金額を超過した場合、当社は別途当社の定める時期までに、当社の定める方法にてお客さまに返金いたします。お客さまの責めに帰すべき事由により返金を行うことができない場合、電磁的方法にてお客さまに通知することで是正を求めますが、当社が当該通知を発した後6ヶ月以内にお客さまがこれを是正しない場合（お客さまの責めに帰すべき事由により、当該通知がお客さまに到達しなかった場合を含みます。）には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する未履行反映額の返還請求権は消滅するものとします。
※その他の詳細は、電気供給約款別表7に定める内容をご確認ください。

クーリング・オフに関するお知らせ（法人のお客さま、および個人のお客さまのうち営業のためにまたは営業としてご契約いただいたお客さまは除きます。）

1. お客さまが訪問販売または電話勧誘販売によりご契約された場合、本書をお客さまが受領された日を含め、8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）により本契約のお申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。
2. 上記1の期間が経過した後であっても、お客さまが、当社がクーリング・オフに関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が威迫したことにより困惑し、これらによってクーリング・オフを行わなかった場合、当社が改めてクーリング・オフを行う事ができる旨を記載して交付した書面をお客さまが受領した日を含め8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）によりクーリング・オフを行うことができます。
3. お客さまがクーリング・オフをする場合は、クーリング・オフに係わる書面または電磁的記録（電子メール等）を発した時（郵便消印日付や電子メール送信日時等）に、その効力が生じます。
4. クーリング・オフがなされた場合、
 - ①当社は、お客さまに対し、クーリング・オフに伴う損害賠償または違約金の支払を請求することはありません。
 - ②すでに引き渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
 - ③お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、当社は、速やかにその全額を返還します。
 - ④お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
 - ⑤お客さまは、役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、当社に対し、原状回復に必要な措置を無償で講じるよう請求することができます。
5. クーリング・オフを行う場合、必要事項を記載のうえ当社まで書面または電磁的記録（電子メール等）にてご送付ください。なお、電子メールによる通知の場合は、翌営業日までに受付完了メールを返信いたします。受付完了メールの返信が無い場合は、当社にご連絡ください。

名称：Japan 電力株式会社

住所：〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名 2 丁目 2-13 ビーロッド大名ビル 6F

電子メール：customersupport@japaden.com

書面、電子メールの記載内容：

- (1)お客さまの氏名、住所、電話番号、(2)ご契約日（お申込日）、(3)販売店名、住所、電話番号
(4)ご契約の電気料金メニュー名、(5)「（2）の日付の申し込みを撤回します。/本契約を解除します。」